## いみず地域共生プラン

第2次射水市地域福祉計画第3次射水市地域福祉活動計画射水市成年後見制度利用促進基本計画射水市 再 犯 防 止 推 進計 画



### 地域福祉計画とは

地域住党や団体・組織など、みんながつながり支え合うことで、予どもから高齢者まで、学齢や障がいの有無、性別などに関わらず、誰もが住み慣れた家庭や地域の中で首分らしく生きがいを持ち、党心した生活を送ることができる社会を首指す計画です。

#### 地域福祉活動計画とは

市町村社会福祉協議会と地域住民や社会福祉に関する活動を行う個人、団体、社会福祉を目的とした事業者、 青町村社会福祉協議会と地域住民や社会福祉に関する活動を行う個人、団体、社会福祉を目的とした事業者、 青が協力し、福祉のまちづくりを進めるための民間の活動及び行動の計画です。

#### 計画策定の背景

近年、少子高齢化や少人数世帯の増加、家族機能の脆弱化などによる複雑化・複合化した課題を抱える世帯が 見られることや、社会構造の変化を背景として地域における結び付きが弱まり、社会的孤立や生活困窮者の増加な ど、課題が深刻化しているケースが見られます。

このような中、誰もが住み憧れた地域で生きがいを持ち、自分らしく暮らしていくことができるよう、地域住民が 支え合い、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

### ~地域共生社会とは~

関係を 制度・分野でとの『縦割り』や「支え子」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の たよう。 多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』 つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

- 居場所づくり
- 社会とのつながり
- 多様性を尊重し包摂する地域文化
- 支え・支えられる関係の循環

~誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成~



- 生きがいづくり
- ●安心感ある暮らし
- 健康づくり、介護予防
- ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ・地域資源の着効活角、 産用創出等による 経済価値の創出

### 地域における人と資源の循環

まいきしゃかい じぞくてきはってん じっげん **〜地域社会の持続的発展の実現〜** 

すべての社会・経済活動の基盤としての地域

農林

かん きょう **環 境** 

產業

 ごう
 つう

 交
 通

- ・就労や社会参加の場 ・ 就労の提供

<sub>きほんりねん</sub> 基本理念

### みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水

本計画では、第2次射水市総合計画の基本方針である「健康でみんなが支え合うまち」を踏まえ、みんながつながり支え合うことで、様々な地域生活課題を抱えながらも、誰もが住み憤れた地域で生きがいを持ち首分らしく 、業績で暮らしていけるような「地域共生社会」の実現を首指し、基本理念を「みんながつながり支え合う 美顔でいき暮らせるまち 射水」とします。

### 計画の基本目標

## 1 ともに支え合う人づくり

地域福祉推進の主役は市民です。

みんながつながり支え合う社会をつくるためには、一人ひとりお互いに関いやり、誰もが後割を持ち 活躍できる地域を曽指し、地域福祉活動に参加しようという意識の醸成が必要です。

地域福祉の推進を担う人材の掘り起こしや育成、次代を担う子どもたちへの福祉教育の充実を図り、ともに支え合う"人づくり"を進めます。

# 2 安心して暮らせる地域づくり

支え合いの組織を核とした地域支え合いネットワーク事業を推進していくほか、全ての人の権利侵害、 たべい、最初、企業を持ちます。 におい、これの人の権利侵害、 におい、これの人の権利侵害、 におい、これの人の権利侵害、 におい、これの人の権利侵害、

# 3 自分らしく生活できる仕組みづくり

社会情勢の変化とともに、流祉等に関する相談内容も複雑化・多様化している中で、課題を抱える人たちを包括的に受け止める体制の整備が求められています。

基本管標 施策の方向 施 策 ①地域福祉活動を担う人材の掘り起こし・支援 ②民生委員・児童委員活動の環境整備 地域福祉活動の担い手の ③福祉教育の推進・福祉意識の醸成 人づくり 育成・確保 4地域振興会等自治組織との連携・協働 ⑤ボランティア・NPO活動の推進 ①人材の確保・育成・定着支援 2 福祉人材の育成 ②福祉の仕事の魅力発信 ①地域支え合いネットワーク事業の推進 1 住民主体の活動環境の整備 ②ケアネット活動の推進 ①成年後見制度の利用促進 (射水市成年後見制度利用促進基本計画) 2 権利擁護の推進 ②虐待及びDV防止対策の推進 ③差別・偏見の解消 3 バリアフリー・ ①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推選 ユニバーサルデザインの推進 ①避難行動要支援者支援制度の推進 4 災害時の支援体制の整備 ②福祉避難所の拡充 見がってき そうだんしえんたいせい こうちく 包括的な相談支援体制の構築 ①断らない相談体制の整備 3 せんちょうてき たいせいせいび 全庁的な体制整備 1)庁内の部局横断的な連携体制の整備 仕組みづくり ①ひきこもり支援の推進 ②生活困窮者の自立支援 制度の狭間の課題解決 ③ダブルケアラー・ヤングケアラーへの支援 く生活できる (4) 空き家・ごみ屋敷対策の推進 4 **更生支援の推進** こうせいしえん すいしん いまずしさいはんぼうしすいしんけいかく ①更生支援の推進(**射水市再犯防止推進計画)** ①農業・商業と福祉の連携 るくしぶんやいがい 福祉分野以外との連携 ②公共交通との連携 ①地域における公益的な取組の推進 福祉サービス ②事業者の参入促進・育成支援 事業者への支援 ③市社会福祉協議会の機能強化

### 計画の新たな視点

本計画の策定に当たり、以下の5つの視点を反映させました。

- ① 改正社会福祉法により追加された計画に盛り込むべき事項(地域における福祉に関して共通して取り組むべき事項・包括的な支援体制の整備に関する事項)
- ② 「自助・互助・共助・公助」の適切な在り方の再構築
- ③ 感染症等に対応した新たな地域福祉活動
- ④ Society5.0の実現に向けたデジタル・トランスフォーメーションの推進
- ⑤ SDGsの達成に向けて

#### 計画の位置付け

「射水市地域福祉計画」と「射水市地域福祉活動計画」の2つの計画は、基本理念や目標を共有することから、 一体的に策定しました。

本計画は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など福祉分野別計画の最上位計画として位置付けられています。 「成年後児制度利用促進基本計画」と「地方電犯防止推進計画」も包含しており、地域福祉や関連する分野の 取組と運動させて、推進していきます。

### 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。

#### 計画の推進体制と進行管理・評価

### 推進体制

### 2 計画の公表と周知

計画の推進に当たっては、計画策定の趣旨や計画の内容等について、市民の理解を深めるため、広報やホームページへの掲載など、あらゆる機会を通じて、公表・周知に努めていきます。

### 3 計画の評価と見直し

計画の進行管理に当たっては、各施策の進捗状況を確認し、社会情勢などを鑑みながら評価を行います。 本計画ので消費となる令和7年度に地域福祉に関する市民の意識や意見を把握するためのアンケート調査等を実施し、計画の見直しを行います。

### いみず地域共生プラン【概要版】

第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画 射水市成年後見制度利用促進基本計画・射水市再犯防止推進計画

> れいわ ねんど れいわ ねんど れいわ ねん がつはっこう (令和3年度~令和12年度) 令和3年3月発行

### 射水市福祉保健部地域福祉課

〒 939-0294 富山県射水市新開発 410 番地 1 TEL:0766-51-6625 FAX:0766-51-6657

社会福祉法人射水市社会福祉協議会

〒 939-0351 富山県射水市戸破 4200 番地 11 TEL:0766-55-5201 FAX:0766-55-5208